

## [内容]

1. PTA の決定において「継続審査にかかった期間」は特許査定時点で終了する  
とした CAFC 判決（米国）
2. USPTO が自然法則、自然現象、自然産物の特許適格性を分析する新たなガイ  
ドラインを公表
3. 確認判決においても特許権者は侵害の立証責任を負う（米国）
4. ”分割するか、しないか、それが問題だ”（欧州）
5. 欧州統一特許パッケージ in 2013
6. EPO の規則改正が間近に迫る
7. 「医薬分野の特許出願の審査ガイドライン案」の公表（インド）

## 1. PTAの決定において「継続審査にかかった期間」は特許査定時点で終了 するとしたCAFC判決（抄訳）

1月15日、CAFCは、Novartis AG v. Lee 事件における判決を出しました。この判決では、継続審査要求（RCE）が既に提出済みである特許について、USPTOは、特許期間調整（PTA）の計算方法を変更する必要があるとされました。要約すると、CAFCは、「継続審査にかかった期間」は、特許査定通知の郵送日に終了するため、審査再開とならない限り、特許査定から特許発行までの期間は、PTAの決定の対象とはならないとしました。

USPTOは、RCEの提出から特許発行までの全期間を「継続審査にかかった期間」とみなしていました。Novartis 事件における判決では、今後の特許の中には PTA の期間が延長されるものもあり、最近発行となった特許の中には USPTO の PTA の決定に異議を申し立てる根拠を与えることになるものもあるかもしれません。

本件に関し、地裁は、特許期間の追加延長という Novartis に有利な判決を出しました。この判決では、最初の RCE を特許出願の実際の提出日から3年を超えてから提出した場合、特許期間は、RCE の提出後にも審査が継続している全期間により延長されるべきであるとされました。特に、地裁は、最初の RCE を特許出願の実際の提出日から3年を超えてから提出した場合の 154 条(b)(1)(B)の遅延（以下「B」の遅延と称す。）の PTA における USPTO による短縮は、法律に反するものとししました。

USPTO が地裁の判決を不服として上訴した結果、CAFCは、判決の一部を覆し、適切な PTA の再決定を求めるため本件を地裁に差し戻しました。特に、CAFCは、USPTO が 154 条(b)(1)(B)(i)を正確に解釈していることに同意しました。すなわち、RCE を出願の実際の提出日から3年を超えてから提出したとしても、継続審査にかかった期間は、「B」の遅延の PTA の対象となるべきであるということです。CAFCは、このことが、(i) RCE の提出日に関する限定を設定していない制定法の記載と、(ii) 遅延が USPTO の「間違い」によるものではない場合、特許発行のために USPTO に与えられている3年の期間の対象とされるべきではないとする PTA の計算の基礎政策と一致するとししました。

それにもかかわらず、CAFCは、いつ「継続審査にかかった期間」が終了するかについて Novartis に同意しました。特に、CAFCは、特許査定から特許発行までの期間が、継続審査にかかった期間であり、「B」の遅延の PTA から除外されるべきであるという USPTO の主張を拒絶しました。CAFCは、RCE の提出がない場合、特許査定から特許発行までの期間は、USPTO の3年の期間の対象とすべきであると指摘し、RCE の提出

がある場合を異なる形で取り扱う必要があるという根拠はないとしました。また、CAFCは、通常、「継続審査にかかった期間」とは、特許査定までの期間のことであり、審査再開とならない限り、特許査定以降は含まれないとしました。

[情報元] OLIFF SPECIAL REPORT, January 30, 2014

[担当] 深見特許事務所 紫藤則和

## 2. USPTOが自然法則、自然現象、自然産物の特許適格性を分析する新たなガイドラインを発表

USPTOは、101条に基づいて特許適格性を審査する際の新たなガイドラインを公表しました。

このガイドラインによる審査手続は、2014年3月4日から有効となり、Myriad事件“Supreme Court Decision in Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.”の判決日である2013年6月13日に発行された審査官へのメモランダムに取って代わるものです。

このガイドラインは、抽象的なアイデアを記載するクレームに対する審査手続を変更するものではありません。抽象的なアイデアは、これまで通り、MPEP 2106(II)におけるガイドラインによって特許適格性が分析されます。

ガイドラインには、特許適格性を判断する際、審査官はThree-Part Testに従うよう明記されています。

ステップ1では、クレームが4つの法定分類(プロセス、機械、製造物、物質)のいずれかに該当しているかを判断します。該当していればステップ2に進みます。

ステップ2では、クレームが1つ以上の司法上除外事項に関連するかを判断します。該当していればステップ3に進みます。

ステップ3では、クレーム「全体」が司法上除外事項に該当するものと比較して「著しく異なる」かを判断します。ステップ3の要件を満たすと判断されれば、そのクレームは101条に基づき特許適格であると見なされます。

ガイドラインによると、「著しい違い」は、複数の方法で立証することが可能とこのことです。例えば、(1)司法上除外項目を実用的且つ実質的に応用する要素や手段がクレームに含まれている;若しくは(2)自然に存在するものと比較して著しく異なると証明できる特性や手段がクレームに含まれている、などを提示することです。

ガイドラインには、審査官が特許適格性を判断する際に考慮すべきいくつかの要因と例を提示しています。

さらに、ガイドラインは、審査官に対する忠告として、結論を出す前に関連する要因及び証拠の全てを入念に検討し、関連要因全体のバランスをとりながら審査するよう呼びかけています。

ガイドラインには、クレームにおいて特定の言葉("isolated")があることによって自動的に特許適格性が与えられるのではないことが記載されています。

Myriad事件の最終判決の範囲は、核酸を対象とするクレームに限られていましたが、ガイドラインの適用は、核酸を対象とするクレームに限られません。ガイドラインによれば、タンパク質、ペプチド、抗生物質、樹脂のような自然源に由来する化学物質を含む自然産物を記載したまたは含むクレームが、自然産物と著しく相違する何かを記載しているかについて分析されなければなりません。

[情報元] Greenblum & Bernstein, P.L.C. CLIENT ADVISORY, March 7, 2014

[担当] 深見特許事務所 西川信行

## 3. 確認判決においても特許権者は侵害の立証責任を負う (米国)

### (1) 概要

最高裁は、全員一致で、Breyer 判事による判決で、CAFC 判決を覆して、侵害の争

点が特許権者に対する実施権者の確認判決訴訟において発生した場合でも、特許権者がその侵害の争点の主張責任を負うと判断しました (Medtronic v Mirowski Family Ventures, Case No.12-1128 (Supr. Ct., Jan 22, 2014)(Breyer, Justice))。

## (2) 内容

本事件は、埋込み型の心臓除細動器として知られる装置に関するものです。MFV (Mirowski Family Ventures) は、特許権者であり、Boston Scientific に特許を独占的に実施する権利を許諾しました。Boston Scientific は Medtronic にそれらの再実施権をさらに許諾しました。実施契約に基づいて、新たに発表された製品が実施権の対象であるとのあらゆる主張に対して Medtronic は確認判決を求めることができました。その後すぐに、Medtronic は、実施権の対象であると Boston Scientific が主張した新製品について実施料を支払い始めると同時に、非侵害確認判決を請求しました。訴訟の過程を通して、実施権者が非侵害の立証責任を負うのか、実施許諾者が侵害の立証責任を負うのか、当事者の意見は異なりました。地裁は、実施許諾者が侵害の立証責任を負うと判断し、MFV がこの責任を果たせなかったため、Medtronic に有利な判決をしました。MFV は CAFC に上訴しました。

上訴において、MFV は、Medtronic が救済命令を請求する当事者であるため、および MFV が当事者間の実施契約の効力により侵害を求める反訴を提起することが排除されるため、Medtronic が非侵害の立証責任を負うと主張しました。CAFC は、MFV に同意し、救済命令を請求する当事者がその訴状における主張の立証責任を負うと判断しました。

CAFC は、この責任配分は、一般則の例外であり、実施契約がその確認判決において実施許諾者が侵害の反訴を主張することを排除している場合にのみ適用されると説明し、さらに、Medtronic は、現状の救済または変化を求めているため、そのような救済が与えられることを示す責任を負うと説明しました。

この例外をサポートするために、CAFC は、最高裁が MedImmune v Genentech (2007)において、実施権者は、無効の確認、非侵害、または権利行使不能を求める確認判決訴訟を提起する資格を有するために契約を破棄する必要がないと判断したこと、および、その後、CAFC がそのような場合に立証責任を転嫁したこと、に注目しました。

本判決において、最高裁はまず Tessera Technologies により提出されたアミカス・ブリーフにおいて提示された CAFC の管轄の問題に取り組みました。特に、Tessera は、MFV が侵害行為および実施権により発生した行為に提訴できないため、製品が実施権の対象であるかどうかに関するあらゆる議論は MFV が契約の破棄のための損害のための訴訟を起こすかによって解決されるべきであると議論しました。

最高裁は、Medtronic が実施料の支払いを中止していたのに注目して、MFV は実施契約を終了させることおよび特許侵害に対する訴訟ができることとして CAFC に同意しませんでした。

最高裁は、実施権者が特許権者に対してその製品が実施許諾された特許を侵害しないと主張して確認判決を求めるとき、"特許権者は、侵害の争点の主張責任を負う"と回答しました。Breyer 判事は、「侵害の立証責任は通常特許権者にある」、確認判決訴訟の運用は「手続」に過ぎず、「実質的権利は変わらずに」残る、という裁判所の長く保持された先例を分析しました。これらの3つの法律的提案をまとめると、実施権者の確認判決訴訟において、侵害の立証責任は特許権者に残存しました。

最高裁は、さらに、CAFC のルールが MedImmune に一致せず、また、確認判決訴訟の目的にも一致しないことを見出しました。このことは、実施権者がその実施権を放棄するか侵害訴訟のリスクを冒すかを選択することで直面するジレンマを軽減することになりました。

[情報元] McDermott Will & Emery, IP Updates, Vol. 17, No. 1, January 2014

[担当] 深見特許事務所 小寺 寛

#### 4. "分割するか、しないか、それが問題だ" (欧州)

ここ一年ほど、いわゆる"poisonous divisionals"または"poisonous priority"として知られている概念が、議論を呼んでいます。

"poisonous divisionals"または"poisonous priority"とは、全体として優先権の利益を享受していない特許出願（または特許）が、後に出願され後に公開された同一のпатентファミリー内の分割出願または優先権出願の開示によって、EPC54条(3)または英国特許法2条(3)の規定に従って、新規性を喪失することを言います。

一例として、数値範囲4.2-8.3を開示する基礎出願に基づく優先権を主張する第1の出願EPAを考えてみましょう。出願EPAには数値範囲1-10が開示されており、そのため出願EPAは、部分的にしか優先権の利益を享受することができません。出願EPA、および基礎出願には、数値5.5の実施例が開示されています。

後に、分割出願EPDが出願されました。分割出願EPDには出願EPAと同じ出願日および優先日が与えられ、分割出願EPDの記載内容は出願EPAと同一です。

"poisonous divisional"理論によると、分割出願EPDは、その公開をもって、優先権の利益を受けられない出願EPAの発明主題に対する、新規性のみの先行技術として用いることができ、分割出願EPDの数値5.5を用いた実施例によって、優先権の利益を受けられない出願EPAの数値範囲1-10は新規性を欠くこととなります。

"poisonous divisional"理論に対する反論は、特許出願のクレームが部分的にのみ優先権の利益を享受するのであれば、クレーム中には優先権の利益を享受する発明主題と享受しない発明主題とが存在しますが、分割出願では、各々の特定の発明主題について親出願と同一の優先日が与えられるに過ぎない、というものです。

上記の例では、出願EPAは数値範囲4.2-8.3について優先権の利益を享受できるが、1-4.1および8.4-10の範囲については享受できない、との反論が可能です。この場合には、分割出願EPDによって出願EPAの新規性が否定されることはありません。数値5.5が優先権の利益を受けられる範囲内にあるためです。

同様に、基礎出願は数値範囲1-4.1および8.4-10を開示しておらず、そのため数値範囲4.2-8.3および数値5.5の実施例は出願EPAに係るクレームの新規性を否定するために用いることができない、なぜならば出願EPAはこれらの発明主題について優先権の利益を享受しているためである、との議論が可能です。

分割出願または優先権出願を"poisonous"理論を用いてその特許出願のпатентファミリーのうちの一つに対する先行技術として用いることが許容されるのかどうかを確認する、EPOまたは英国の裁判所による判決が待ち望まれていました。

本年、EPOおよび英国の裁判所の少なくとも幾人かは分割出願および優先権出願がそれぞれ"poisonous"であり得る、と考えていることがわかりました。

2013年末のT1496/11審決では、特許のクレーム1がその分割出願によって新規性を否定されました。同様に、Nestec SA v Dualit Ltd事件において、英国高裁は特許のクレームが優先権の利益を享受しなかったと結論付けました。優先権出願は公開されることを許容されており、したがって訴訟対象の特許のクレームは、公開された優先権出願の開示に対して新規性を有しない、とされました。

"poisonous"アプローチの適用は、特許出願（または特許）のクレームが優先権の利益を享受しているかどうか、すなわち、その出願（または特許）に係るクレームが優先権出願に係るクレームと「同一発明」に関連するかどうか、に大きく依存します。G2/98は、有効な優先権主張のための優先権出願および後の出願における「同一発明」の要件に関する、EPO拡大審判廷の決定です。（この決定はまた、Dualit V Nestec英国裁判所の判決に引用されました。）

G2/98において、拡大審判廷は、「限られた数の明確に定義された代替の発明主題について優先権の主張が生じている」ことを条件として、包括的な用語または式を使用してクレームを定義するための複合優先は許容される、と述べました。「限られた数の明確に定義された代替の発明主題」の意味は、クレームが優先権の利益を享受できるか否かを判定するための、いくつかのEPOにおける議論の対象となっています。

現在まで、判例法は、優先権出願に比較して、親出願がより広いクレームを有していることに焦点を当てているように見えます。優先権出願と比較して親出願においてより狭いクレームについて、たとえば狭い範囲が新規であるかどうかを決めるための選択発明に係る規則を使用して、優先権を喪失するのであれば、同様の"poisonous"議論が優勢であることに留意すべきです。

出願人および特許権者は、このような問題を避けるために、どうすべきでしょうか？

EP 出願が優先権出願と同一である場合には、問題は当然生じません。そのため、後の出願において、優先権出願の開示のすべてを保持することを、常にお勧めします。これにより少なくとも、優先権の利益を享受する発明主題へ後に補正することが可能になります。

特許出願前に、優先権出願を放棄し、新たな発明主題を含むように新しい出願を出願し直すことができる場合もあります。

または、クレーム中に「限られた数の明確に定義された代替の発明主題」が存在すると審判廷を説得できるように、「優先権の利益を完全に享受する発明主題」または「優先権の利益を享受しない発明主題」のように2つの部分にクレームを明示的に記載することが有用であるかもしれません。

部分優先に関する異なるアプローチを考慮すると、分割出願または優先権出願が技術水準の一部を構成すると認められるかどうかを予測することは、現時点では困難です。近い将来に、この議題についての拡大審判廷への照会がされる（べきである）と予測されましょう。

[情報元] Mewburn Ellis Newsletter, January 2014

[担当] 深見特許事務所 村野 淳

## 5. 欧州統一特許パッケージ in 2013

2012年12月に、欧州議会と欧州理事会とによって欧州「統一特許パッケージ」が承認されました。このパッケージは、(i)欧州統一特許（EUP）と、(ii)欧州統一特許裁判所（UPC）とを確立することが予定されています。

UPCは、欧州統一特許のみならず、EPOによって与えられた「従来の」特許に対する司法権をも有します。

<パッケージの発効時期について>

UPCに関する合意は2013年2月にほとんどのEUの国によって署名されたため、EUPとUPCとの両方について、必要な批准プロセスが開始されました。実施に先立って、EU各国のうちの（英国、フランスおよびドイツを含む）13ヶ国は、UPCへの合意を批准する必要があります。しかしながら、多くの国々は、批准までに時間を要しています。批准に加えて、EUPとUPCのためのインフラの確立にも時間を要します。UPCとEUPとの手続の規則はまだドラフト段階にあります。裁判官は、選任され、訓練されねばなりません。さらに、司法権に関する規則も、修正を要するものです。したがって、パッケージが2015年の前に実施されないことがあり得ます。

<参加国について>

パッケージには、UPC協定を批准するEUの国々だけが参加する予定です。したがって、もしEUの20ヶ国が有効になるまでに合意を批准していれば、EUPはそれら20ヶ国を含み、UPCはそれら20ヶ国での司法権を有することになる予定です。

<欧州統一特許の機能について>

ひとたびパッケージが発効すると、EPOで与えられた特許出願はすべてEUPになり得ます。EUPの局面についてもっとも話題となっていることの1つが、EPOによって設定された維持年金のレベルです。維持年金が高すぎれば、EUPは特許権者にとって魅力のないものとなるでしょう。他方では、維持年金が低すぎる場合、国々は潜在的な収入ロスのためにパッケージには署名しないでしょう。

EPO の特別委員会は、2014 年に維持年金のレベルを決定するつもりです。EPO 長官は「維持年金は多数が望むより高いが、いくらかが心配するかもしれないより低くなる」と 2013 年 12 月にパリの IP サミットで述べたと報告されています。維持年金レベルは約 5 または 6 ヶ国での維持年金と等価になると考えられます。

いわゆる「マルタの問題」に関するさらなる懸案事項があります。EUP は参加する EU の国をすべてカバーする単一の権利になる予定です。しかしながら、EUP は、基礎の欧州特許出願で指定されなかった国をカバーすることはできません。マルタは 2007 年 7 月に欧州特許条約に参加したに過ぎず、係属中の欧州出願の約 30% はマルタをカバーしません。その結果、マルタがパッケージを批准すれば、マルタをカバーしないいかなる欧州出願も EUP にはなり得ません。潜在的な解決は、2007 年 7 月以前の、係属中の欧州出願の数が少なくなるまで、マルタが批准を遅らせることです。

#### <UPC の司法権とその離脱について>

上記のように、UPC は、参加する EU の国をカバーするすべての EUP およびすべての「従来の」欧州特許に対する司法権を有する予定です。

従来の欧州特許の特許権者は、UPC 存在の最初の 7 年に UPC の司法権から離脱可能となる予定です。離脱可能な期間は、14 年後にまで延長されるかもしれません。係属中の訴訟手続がなく、特許権が存続している限り、従来の欧州特許の特許権者は 7 年の期間にいつでも離脱することができます。離脱に関する料金は各特許には設定される予定ですが、現状、まだ設定されていません。システムが最初に有効になる際に、各特許権者に対して特許の数と無関係に単一の料金を適用することについて議論がなされました。手続規則のドラフトは、UPC が有効になる前に選択的離脱が登録されることを可能にするために、さらに「サンライズ」期間を設けるとしています。それ故、UPC の開始と同時に選択的離脱が大量に要求されるといった事態は回避されます。UPC の司法権からひとたび離脱しても、従来の欧州特許権者は訴訟手続が始められていない限り、UPC の司法権へ戻すことが可能です。

#### <UPC の手続>

UPC の手続の規則は、UPC の詳細を管理する予定です。規則のドラフトは UPC で訴訟手続のために詳細なタイムスケールを規定しています。UPC は約 12 ヶ月で訴訟のアクションを終えることを目標としています。

論争の的になっている様相のうちの 1 つは、訴訟手続のいわゆる「分岐」（侵害訴訟と無効訴訟とを異なる裁判所で審理すること）です。侵害訴訟と無効訴訟とが分岐された場合、裁判所は一方の訴訟手続の間、他方の訴訟手続を止めるかもしれません。規則のドラフトは、無効になる可能性が高い場合には侵害訴訟手続が止められるだろうというように規定しています。

#### <特許出願人の考慮すべきこと>

まず、考慮すべきことは、EUP が現在未決の欧州特許出願に対する魅力的なオプションになるかどうか、ということです。

特に、EPO は、その分割の期限に関する規則の撤廃を最近発表しました。新しい規則は 2014 年 4 月 1 日から有効で、許可よりも以前であれば分割出願が可能となります。その結果、「古い」分割出願の期限がすでに経過した場合であっても、2014 年 4 月 1 日から、欧州特許出願からの分割が可能となります。単一特許のパッケージが有効になったのちにはこのような分割出願が可能となります。それ故、EUP では分割出願が許可されることもあります。

次に配慮すべきことは、「従来の」欧州特許に UPC の司法権からの選択的離脱があるか否か、ということです。多数の司法をカバーする単一の施行訴訟は確かに魅力的なものではありますが、いくらかは、および新システムの質やコストの不確実性は心配され得るものです。従って、最初にシステムを離脱することは賢明であり、そうでないならば、離脱のための料金は法外に高いものです。

#### <結論>

統一特許のパッケージは、現在の段階に到達するために様々なハードルを克服してきました。そして、パッケージが実施されるようになるまでにはさらに多くの労力が必要とされます。しかしながら、システムには政治的な勢いが伴われており、2015年には現実のものとなるでしょう。

特許出願人・特許権者は、パッケージが有効となるときにシステムを最大限にするために戦略を考慮し始めることができます。当事務所は、皆様に最新の情報を届けて参ります。

[情報元] Mewburn Ellis Newsletter, January 2014

[担当] 深見特許事務所 丹羽愛深

## 6. EPOの規則改正が間近に迫る

広く報じられている通り、EPOは、分割出願の期限に関する規則改正を決定しています。具体的には、以前の分割期限が撤廃されて、2014年4月1日からは再び、係属中のどの出願からも分割出願が可能になりました。

新たなEPC規則36は、2014年4月1日以降の全ての分割出願について適用されます。つまり、以前の規則の下で分割期限が既に決められ、また分割期限が過ぎた場合でも、2014年4月1日以降に係属中のどの出願に基づいてでも分割出願が可能になります。したがって、多くの出願にとって、分割出願の「窓」が再び開かれることとなります。

第2世代およびそれ以降の世代の分割出願（つまり、既に分割された出願の分割出願）においては追加費用が課される予定です。この追加費用の額はまだ決められていませんが、現在の費用（オンライン出願で115ユーロ）に基づいて決められ、高額になり過ぎることはないでしょう。

分割出願に関する新規則に加えて、ヨーロッパ特許機構の管理会合は、ヨーロッパに国内移行されるPCT出願の補足調査の手續に関する規則も改正しようとしています。新規則においては、補足のヨーロッパ調査報告において単一性欠如が発見された場合に、追加の主題について調査を受けるために追加の調査費用を支払う機会が出願人に与えられることとなります。

EPOは、ヨーロッパに国内移行されるPCT出願(Euro-PCT出願)であって、EPOが国際調査機関ではないものについては、補足のヨーロッパ調査を行います。現在のEPC規則164では、EPOが補足の調査において単一性欠如を発見した場合、クレーム中の第1発明のみについて調査が行われます。その他の発明を選択して調査対象とし、またその他の発明について調査を受けるために追加費用を支払う機会はありません。これに対して、EPOに直接出願されたものについては、EPOがヨーロッパ調査において単一性欠如を発見した場合、出願人はさらに追加費用を支払う機会が与えられています。これはEuro-PCT出願にとって不公平であり（特に、EPOを国際調査機関として使わなかった場合）、新規則は歓迎されるものになるでしょう。

新規則の下では、補足の調査が行われて単一性欠如が発見された場合には、EPOは第1発明について調査し、出願人が調査を希望する他の発明については追加費用の支払いを促します。さらに、補足の調査が行われない場合（つまり、EPOが国際調査機関である場合）には、国際段階において調査されていない発明に関するクレームが審査に付される場合（国際調査において単一性欠如が発見されたが追加費用が支払われない場合や、国内移行の際にクレームが大幅に変更された場合）、出願人はこれらの発明について調査を受けるためにさらに追加費用を支払う機会が与えられます。これにより、Euro-PCT出願の手續が出願人にとってより柔軟なものになります。これらの改正後の規則は、2014年11月1日より施行される予定です。

[情報元] Mewburn Ellis Newsletter, January 2014

[担当] 深見特許事務所 山本康平

## 7. 「医薬分野の特許出願の審査ガイドライン案」の公表（インド）

2014年2月28日にインド特許庁は「医薬分野の特許出願の審査ガイドライン案」を公表し、コメント又は意見があれば3月21日までに特許庁に提出するよう求めました<sup>1, 2)</sup>。

医薬特許出願のより厳格な審査を目的とする法律とは別に、インド特許庁は審査官に以下の点を確実に審査させるための審査ガイドラインを策定しました。

- ・マーカッシュクレームの場合にはクレームのすべての態様が明細書にサポートされていること。
- ・審査官による先行技術調査は、国際一般名（INN）を有する化合物が含まれるようになされること。なお、INNを有する化合物が明細書に含まれる場合、インド特許庁はすべての出願人にその報告を求めています。
- ・医薬におけるUSEクレームは不特許要件とみなされ、拒絶理由が出されること。

1) [http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines\\_Pharma\\_PatentApplication\\_28February2014.pdf](http://www.ipindia.nic.in/iponew/Guidelines_Pharma_PatentApplication_28February2014.pdf)

2) [http://ipindia.nic.in/iponew/publicNotice\\_PharmaGuidelines\\_28February2014.pdf](http://ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_PharmaGuidelines_28February2014.pdf)

（その後、コメント等の提出期限は4月4日まで延長されました。）

[情報元] D. P. Ahuja & Co. India, Circular, March 1, 2014

[担当] 深見特許事務所 中村敏夫

---

### [注記]

本外国知財情報レポートに掲載させて頂きました外国知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本レポートに掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。